

国立大学法人電気通信大学慶弔等の取扱要項

平成 5年 7月23日

改正

平成13年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成17年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の役員、職員、非常勤職員及び転出者・退職者並びに本学と密接な関係がある者(機関を含む。以下「本学関係者」という。)に対する本学の慶弔の表意について、必要な事項を定めるものとする。

(表意者等)

第2条 慶弔等における表意者は原則として学長とし、その表意方法は、別表に掲げるとおりとする。ただし、表意者については、適宜代理の者とすることができるものとする。

(事務)

第3条 慶弔に関する事務は、総務課において行うものとする。

附 則

1 この取扱いは、平成5年7月23日から実施する。

2 電気通信大学慶弔等の電報の取扱いについて(昭和37年6月26日学長決裁)は、廃止する。

附 則

この取扱いは、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

別表

区 分		表意方法	備 考
祝 慶	役員、職員、退職者が国等から叙勲又は授賞した場合	祝 電	
	文部科学省、国立大学法人等の祝典に際し、表意者が出席できない場合		
	その他、表意者が必要と認めた場合		
甲 在職者等	役員、職員	供 花	
	役員、職員の配偶者及び一親等直系血族の者(親・子)	弔 電	
	非常勤講師及び非常勤職員		
慰 甲 退職者等	名誉教授	供花、弔電	供花は大学名
	退職者	弔 電	
	国立大学法人等に転出した者及びその者の配偶者及び一親等直系血族の者(親・子)		
	文 部 科 学 省・国 立 大 学 法 人 等 在 職 者		
	国立大学法人等の長		
その他	その他、表意者が必要と認めた場合		
見 舞 い	国立大学法人等の災害に際し、表意者が見舞いに行けない場合	見舞電報	